



この表明は、現代奴隷法 2015 に従い公開されています。2020 年 3 月 31 日に終了する会計年度にミズノ株式会社とそのグループ（以下「ミズノ」という）がそのビジネスおよびサプライチェーンにおける現代の奴隷制と人身売買を防止するために講じた措置について説明します

導入・はじめに

ミズノは、“良いモノづくり”とは、商品が安全・安心で高品質であることはもちろん、その生産工程において人権、労働、環境面などが国際的な基準からみて適切であることが重要だと考えています。

ミズノ製品の生産には、国内外の仕入先や委託先工場（以下サプライヤー）など多くのパートナーが関わっており、“良いモノづくり”にはサプライヤーとの協働が不可欠です。そのため、ミズノでは、サプライヤーとともに、法令遵守はもとより人権尊重、労働条件、安全衛生、環境保全などを監査し、問題があれば改善を図る「CSR 調達」に 2004 年から取り組んでいます。自社のモノづくりが工場働く人々や地域社会に与える影響を認識し、サプライヤーの方々に経営や労働環境の改善、生産効率化や競争力強化といったメリットをもたらすものとなるよう、また、地域社会にプラスの影響をもたらすものとなるよう、サプライヤーとの信頼と協働に基づく CSR 調達を推進しています。また、CSR 調達活動の詳細をウェブサイトで公開しています。

当該事業体の組織体制、事業内容およびサプライチェーン

ミズノは、ミズノ株式会社を中心として、子会社 21 社及び関連会社 9 社で構成されており、スポーツ品の製造及び販売を主な事業内容としています。ミズノでは、様々な外部組織との協働を通じ、より良いスポーツ品の供給に努めています。スポーツシューズ、スポーツウエアおよびゴルフクラブなどの製品を自社工場および委託先工場で製造しています。主要な委託先工場の所在国は、日本、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、ミャンマー、カンボジアなどです。

ミズノではミズノ CSR 調達行動規範を遵守する CSR 調達活動を展開しており、その内容を理解していただいたうえで委託先工場における人権、労働安全衛生、環境などに問題があれば指摘をし是正を進める CSR 調達監査を行っています。ミズノは、主なサプライヤーである 184 以上の工場への CSR 監査を通して、環境や人権、労働慣行状況を確認するとともに、ミズノの CSR 調達行動規範の尊重を求めています。

ミズノは、委託先工場の労働者の人権保護、労働条件の向上のために、2011 年に ITGLWF：国際繊維被服皮革労組同盟（現在は IndustriALL）、UI ゼンセン（現在は UA ゼンセン）、ミズノユニオンと「グローバル枠組み協定」に署名しました。この協定締結により、ミズノは締結者を正当なパートナーとして尊重するとともに、ILO：国際労働機関が定める中核的労働基準（結社の自由、団結権の保護、児童労働の廃止など）の適切な実施に向けて取り組んでいます。

2019年度は、過去に人権NGOから問題を指摘されたタイの工場の是正状況を確認する目的で、実施したCSR監査にIndustriALLとUAゼンセン、ミズノユニオンとともに立ち会いました。

奴隷および人身売買に関する当該事業体の方針

ミズノグループは、社会的責任に関する手引きであるISO26000を指針として、サステナビリティ基本方針と理念に基づきサステナビリティ活動を進めています。

ミズノでは、世界人権宣言やILO中核的労働基準を含む労働関連の国際行動規範を尊重しています。事業展開する国々の労働時間、報酬、労働組合選択権及び団体交渉権、労働条件その他を含むあらゆる労働関連法規に従い、個人が尊厳と公正さと尊敬の念をもって扱われるような職場作りをめざしています。また、ミズノは、社会的責任に関する国際的なガイダンスであるISO26000の観点を加えたCSR調達行動規範を定め、ミズノの考えをサプライヤーにも伝えるとともに、これらの原則を遵守することを要請しています。

ミズノは倫理規範の中で、人権の尊重についての項目を設け（第10条）、その中で強制労働・児童労働を行わないことを表明し（第10条3項）、CSR調達行動規範の中でも人権の項目を設け、強制労働・児童労働の禁止を表明しています。（第2条1項）

ミズノでは、奴隷労働・人身売買は、強制労働・児童労働の中に含まれるリスクの1つであると捉え、強制労働・児童労働の禁止を表明し、CSR調達によりこの実現を目指しています。

タイは隣国からの移民労働者、越境労働者への強制労働や最低賃金の問題が懸念される地域です。

タイのミャンマー国境付近の縫製工場のミャンマー人労働者の人権問題についてNGOからの情報提供により、2018年12月に特別監査を実施しました。その結果、寄宿舍の問題として生活環境、防火対策など、また労務管理上の問題として労働時間管理、最低賃金を下回るケースなどが確認されたため、この工場とともに是正に取り組みました。2019年6月には、是正状況を確認するためのCSR監査に立ち会いました。CSR監査の立ち会いには、グローバル枠組み協定の署名者であるIndustriALL、UAゼンセン、ミズノユニオンの代表者にも参加してもらい、工場経営者と更なる改善に向けた話し合いを行いました。

ミズノは、2018年度から人権問題上の懸念から紛争鉱物と定義される物質の使用状況について調査し、それらを使用している製品を特定しました。

具体的には、ゴルフクラブのヘッド、ソフトテニスラケットなどの重量バランスのための重り、野球超硬スパイクの歯先にタングステンを使用していることが分かりました。ミズノは、該当する鉱物を使用した部品が紛争地域から調達されたものでない「紛争鉱物フリー」であることを確認しています。

当該事業体の事業およびサプライチェーンにおける奴隷および人身売買に関する調査（デューデリジエンス）のプロセス

ミズノでは、CSR 調達を確かなものとするためには取引前の事前評価が重要であるという考えから、ミズノ CSR 調達規程に基づき「新規サプライヤーに対する CSR 事前評価」の仕組みを設け、主要な新規サプライヤー候補工場に対し人権評価、労働慣行評価、環境評価を実施しています。

取引中のサプライヤーの CSR 監査については、「ミズノ CSR 調達規程」に基づき、主なサプライヤーである 184 以上の工場に直接赴き、定期的（3 年で一巡）にミズノ CSR 調達行動規範に定める内容の遵守状況についてモニタリング（CSR 監査）を実施しています。2019 年度は 31 工場の監査を行いました。

ミズノでは、ミズノと直接的な関係をもつ一次サプライヤーにおける人権、労働、環境影響の把握と必要に応じた是正を、第一に優先すべき重要課題として取り組みを進めています。ミズノの委託先工場へ部材や部品を納めるミズノと直接取引がない二次・三次サプライヤーについても、著しい人権、労働、環境影響が発生するリスクの高い領域に焦点を据えた取り組みを進めています。ミズノは、2017 年度からリスクが高いと思われるゴルフクラブのアイアンヘッド等のメッキ、繊維素材の染色、野球グラブやシューズ用の皮革なめし等の二次・三次のサプライヤーの現状把握を開始しました。

- 2017 年度：二次・三次サプライヤーの実情を把握するため、日本の金属加工工場とタイの生地染色加工工場を視察しました。
- 2018 年度：中国のメッキ工場、ベトナムの皮革なめし工場、ベトナムのシューズのアッパー（甲皮材）工場とシューズのゴム底材工場の CSR 監査を実施しました。
- 2019 年度：中国のゴルフ部品工場、ベトナムの甲被材工場、インドネシアの甲皮材加工工場、カンボジアの底材工場の CSR 監査を実施しました。（中国のゴルフ部品工場、カンボジアの底材工場、インドネシアの甲被材加工工場の 3 工場の監査結果が基準を下回ったため、是正を進めるとともに、2020 年度に追跡監査を実施する予定です。）

奴隷および人身売買のリスクがある当該事業体の事業およびサプライチェーンの特定と、当該リスクを評価し、管理するために採った措置

世界銀行が発行する世界ガバナンス指標に基づいて独自の視点を加え、人権リスクが高いと考えられる国に工場がある場合、定期的に CSR 監査を受けることとしています。最新の世界ガバナンス指標に基づいて、毎年、この基準の見直しをしています。工場が、声と説明責任、政治的安定性と暴力の欠如、政府の有効性、規制の質、法の支配、腐敗の管理などの指標で高ランクの国にある場合、CSR 監査の対象外としています。日本に所在する工場は、CSR 監査の対象外ですが、ミズノでは、人権に関する懸念から外国人技能実習生を雇用している工場の CSR 監査を実施しています。

事業およびサプライチェーンにおいて奴隷および人身売買が行われないことを確保するために採った措置の実効性

CSR 監査は、現場監査、書類監査、従業員インタビューにより構成されているため、通常は複数の監査員が1日～数日かけて行います。遵守状況の確認には、ISO26000をベースとしたグローバルで共通のモニタリングシートを使用します。モニタリングシートの中の各監査項目は、重要度と緊急度によって、致命的、重大、一般の3段階に分類されています。監査項目に適合している場合は、それぞれの段階に設定したポイントを集計することにより点数化して評価を行います。

CSR 監査員は、身分証明書やその他の文書を確認し、労働者の面接を実施することにより、児童労働または強制労働（致命的と分類される）がないかどうかを確認します。CSR 監査の中で児童労働や強制労働（奴隷労働や人身売買など）が発見された場合は、ほかの項目の評価に関わらず、監査員は直ちにミズノ本社の法務部CSR課に連絡の上、対応について指示をうけることを手続きで定めています。

当該事業体のスタッフのための奴隷および人身売買に関するトレーニング

ミズノではCSR調達のお考え方を社内外に理解してもらうための説明会やセミナーを各国で随時行っています。社内向けには、全社員を対象とした社員教育を実施するとともに、各生産部には、個別の説明会を実施しています。社外セミナーの中では、CSR調達活動を説明するプログラムを設けています。また、サプライヤーや工場の所在国に赴き、セミナーを開催しています。

2019年度は、ミズノ本社でサプライヤー向けのCSR調達セミナーを能力開発活動として開催しました。5つの企業から8人の参加者がセミナーに参加し、CSRと持続可能性の世界的な傾向、過去のCSR監査の主な不適合、および是正をもたらす方法についての理解を深めました。

この表明はミズノ取締役会の承認を得ています

2020年9月30日

ミズノ株式会社

代表取締役社長

水野 明人

